

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第34号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の重要な財産を定める条例（平成22年佐賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の規定により、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならぬ重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</u></p> | <p><u>(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</u> 第1条 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。 <u>(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</u> 第2条 法人に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（信託に係るものを見除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</p> |

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。